

平成30年1月29日

医療機関等 各位

川越町役場 福祉課

川越町福祉医療費助成の現物給付化について

平素より川越町の福祉医療費助成業務にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、川越町では子どもたちが家庭の経済的状況にかかわらず、医療機関等を受診でき、早期療養を促し重症化を防止するとともに、受診者の受診機会の拡大と利便性の向上を目的として、平成30年4月1日診療分から、四日市市・菰野町・朝日町・川越町、及び桑名市・木曾岬町内にある医療機関等での未就学児（0歳から6歳年度末）の医療費に限り、現在の償還払いによる助成から、現物給付による助成（レセプト方式）に変更をいたします。

つきましては、別添のとおり「川越町福祉医療費助成制度 現物給付の手引き」を作成いたしましたので、平成30年4月診療分からのご対応をお願いしたいと存じます。

※手引きにつきましては、所属団体等より配付されて既にお持ちいただいていることもあるかと存じますが、公費負担者番号等の記載の誤り等があり修正いたしましたので、今回配付したものを今後お使いいただきますようお願いいたします。

なお、当初は対象年齢を0歳から15歳年度末までと予定しておりましたが、未就学児に変更いたしましたので、ご了承の程よろしく願いたします。

また、手引きでご不明な点やご質問等がありましたら、お電話でのご回答だけでなく各個にご説明にお伺いいたしますので、下記問い合わせ先へご用命ください。

□川越町役場 福祉課  
三重郡川越町豊田一色 280  
TEL 059-366-7116  
FAX 059-365-5380

## 川越町福祉医療費助成制度

### 現物給付の手引き (医療機関等用)

平成30年4月実施

川越町福祉課

平成30年1月11日作成

目 次

|                                     |   |      |
|-------------------------------------|---|------|
| <b>第1章 川越町における福祉医療費助成制度について</b>     |   |      |
| 1                                   | 制度の概要                                     | P.1  |
| 2                                   | 他公費負担制度との優先関係                             | P.2  |
| 3                                   | 現物給付の条件                                   | P.2  |
| 4                                   | 給付方法について（平成30年4月診療分から）【未就学児の場合】           | P.2  |
| <b>第2章 医療機関等における取扱いについて（現物給付方式）</b> |   |      |
| 1                                   | 受給資格証の確認                                  | P.4  |
| 2                                   | 有効期限の確認                                   | P.4  |
| 3                                   | 公費負担者番号（現物給付）                             | P.5  |
| 4                                   | 受給資格証について                                 | P.6  |
| 5                                   | 高額療養費の取扱いについて（現物給付方式）                     | P.8  |
| 6                                   | 自己負担額の徴収                                  | P.8  |
| 7                                   | 現物給付対象者判定フローチャート                          | P.9  |
| 8                                   | 受診時のチェックリスト                               | P.10 |
| <b>第3章 医療費助成の流れについて</b>             |   |      |
| 1                                   | 医療費の請求先                                   | P.11 |
| 2                                   | 請求の流れ【現物給付】                               | P.11 |
| 3                                   | 請求の流れ【償還払い】                               | P.12 |
| <b>第4章 レセプトの記載要領（現物給付）について</b>      |   |      |
| 1                                   | レセプト作成にあたっての留意点                           | P.13 |
| 2                                   | レセプトの記載事例                                 | P.13 |
|                                     | 事例1 通院（未就学児0～6歳）受給資格証あり                   | P.13 |
|                                     | 事例2 福祉医療費の対象とならない医療があった場合                 | P.14 |
|                                     | 事例3 福祉医療費と他公費が同じ月にあった場合                   | P.15 |
|                                     | 事例4 入院・高額療養費に該当する場合【被用者保険加入】              | P.16 |
|                                     | 事例5 入院・高額療養費に該当する場合<br>【国保健康保険加入（限度額証あり）】 | P.17 |
| <b>第5章 現物給付の取扱いに関するQ&amp;A</b>      |   |      |
| 1                                   | 受給資格について                                  | P.18 |
| 2                                   | 医療機関等窓口での取扱いについて                          | P.19 |
| 3                                   | その他                                       | P.20 |

※ 三重県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」と表記します）  
 社会保険診療報酬支払基金三重支部（以下「支払基金」と表記します）

**第1章 川越町における福祉医療費助成制度について**

川越町では平成30年4月1日の診療分から、四日市市・菟野町・朝日町・川越町、及び桑名市・木曾岬町内の医療機関等を受診した未就学児（満6歳になった日以後の最初の3月末日まで）に対して、福祉医療費の窓口負担の無料化（現物給付）を実施します。（小学生以上に対しては、引き続き償還払いでの助成を行います。）

**1 制度の概要**

1) 医療費の助成対象

共通：川越町に住居登録があり、国民健康保険または社会保険に加入している方。  
 ただし、生活保護を受けている方や施設に入所されている方は除きます。

①子ども医療費：義務教育終了までの児童（15歳年度末）

②障がい者医療費：身体障害者手帳1～4級をお持ちの方、療育手帳最重度～中度（A1～B1）をお持ちの方、精神障害者手帳1級をお持ちの方（通院のみ）

③一人親家庭等医療費：配偶者のいない方で、20歳に達した月末までの子どもを扶養している親とその子ども。または、20歳に達した月末までの父母のいない子ども（子どもが学生の場合、申請により20歳年度末まで）

2) 助成範囲

健康保険が適用された入院・通院医療費、入院中の食費

※次の場合は医療費助成対象外となります。

- ・受給資格証の提示がない場合
- ・健康保険が適用されない場合
- ・学校や保育所での負傷や疾病など、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合
- ・交通事故等第三者行為による診療の場合
- ・生活保護法による医療費扶助を受けている場合

3) 所得制限

なし

4) 助成方法

- ・償還払い方式（窓口自己負担あり）
- ・現物給付方式（窓口自己負担なし）（条件に該当する場合のみ）



## 2 他公費負担制度との優先関係

福祉医療費助成制度よりも他の公費負担制度等が優先して適用されます。公費負担制度の自己負担分のみが福祉医療費の対象となり、償還払い方式での助成となります。(この場合、現物給付方式は適用されません。)

※公費負担制度の例

・「16 育成医療」、「23 養育医療」、「52 小児慢性特定疾病医療」など

## 3 現物給付の条件

### 1) 対象年齢・期間

川越町内に住所を有する0歳から6歳までの未就学児  
(満6歳になった日以後の最初の3月末日まで。4月1日生まれは前月末日まで。)

### 2) 対象の医療機関等

四日市市・菟野町・朝日町・川越町、及び桑名市・木曾岬町内に住所を有する医療機関等(それ以外の市町は対象外)

### 3) 対象の医療費

入院・通院時の保険診療の自己負担相当額、入院中の食費  
※国民健康保険加入者の入院時等は、原則、限度額適用認定証の提示が必要です。  
(詳細はP8 高額療養費の取扱いについて を参照。)

※ 助成対象外となる費用の例

自費診療分、健康診断の費用、予防接種の費用、分娩費用、おむつ代、薬の容器代、  
文書料、紹介なしの200床以上の病院の初診料、差額ベッド代  
独立行政法人日本スポーツ振興センターによる給付対象の場合

## 4 給付方法について(平成30年4月診療分から)【未就学児の場合】

### ◎ 現物給付方式となるもの

・福祉医療費助成対象の6歳までの未就学児が四日市市・菟野町・朝日町・川越町、及び桑名市・木曾岬町内の医療機関等に受給資格証(オレンジ色部分)を提示(詳細はP7)して受診した場合

※ 次の場合は償還払いとなります。

- ・受給者番号を確認し、従来の償還払い方式で対応してください。
- ・他の公費負担制度の適用を受ける場合の自己負担分
- ・柔道整復(接骨院、鍼灸院での受診)の場合
- ・治療用器具に該当した場合
- ・国民健康保険加入者の入院時等に限度額適用認定証の提示がない場合  
(詳細はP8 高額療養費の取扱いについて を参照。)

○現物給付と償還払い比較表

|          | 現物給付   | 償還払い                                      |
|----------|--|---|
| 概要       | 窓口での支払いなし  | 窓口での支払いあり                                 |
| 受給資格証    | オレンジ色とグリーン色の<br>片面ずつの二つ折(詳細はP7)                          | グリーン色(単色)                                 |
| 対象者      | 福祉医療費助成対象の未就学児(0歳から6歳まで)                                 | 左記以外の福祉医療費助成対象の方                          |
| 取扱い医療機関等 | 四日市市・菟野町・朝日町・川越町、<br>及び桑名市・木曾岬町内の病院・診療所・歯科・薬局・訪問看護ステーション | 左記以外の三重県内の病院・診療所・薬局、接骨院や鍼灸院(柔整)訪問看護ステーション |
| 審査支払機関   | 国保連合会または支払基金<br>(併用レセプト)                                 | 国保連合会<br>(領収証明書)                          |

## 第2章 医療機関等における取扱いについて(現物給付方式)

### 1 受給資格証の確認

・現物給付を行うには、川越町が発行する現物給付用の受給資格証が必要になります。医療機関の窓口では、受診の都度、受給資格証の提示を求め、内容を確認していただくをお願いいたします。なお、受診者の住所に変更がないかのご確認も併せてお願いいたします。

※川越町における受給資格証提示の周知

- ①川越町において、資格認定申請時に受給資格証提示の説明を行います。
- ②受給資格証の裏面や制度説明チラシに毎回提示する旨の記載をします。

◎医療機関等において、1カ月のうち「受給資格証」を「確認できた日」と「確認できなかった日」が混在する場合は、以下の取扱いも可能です。

《 例 》

- ①10月20日受診 現物給付用受給資格証提示あり  
⇒現物給付扱い(自己負担なし)
- ②10月22日受診 現物給付用受給資格証提示なし  
⇒助成対象外 (自己負担を徴収する)
- ③10月25日来院 前回受診(10月22日受診分)に対する現物給付用受給資格証の提示あり  
⇒医療機関等より受給資格者へ返金し、現物給付扱いとして可  
審査支払機関へのレセプト提出までの間であれば、現物給付用  
受給資格証の後日確認を可とします。ただし、必ず「受給資格  
証表示の住所に変更がない(川越町外へ転出していない)」旨の  
確認をしてください。

### 2 有効期限の確認

・受給資格証には有効期限が記載されていますので、期限内の受診であるか確認をしてください。

### 3 公費負担者番号(現物給付)

・公費負担者番号は、8桁の算用数字から構成されています。

【川越町の福祉医療費の公費負担者番号】

| ①子ども医療費 | 法別 |   | 都道府県 |   | 実施機関 |   |   | 検証 |
|---------|----|---|------|---|------|---|---|----|
|         | 8  | 1 | 2    | 4 | 0    | 2 | 5 | 1  |
|         |    |   |      |   |      |   |   |    |

| ②障がい者医療費 | 法別 |   | 都道府県 |   | 実施機関 |   |   | 検証 |
|----------|----|---|------|---|------|---|---|----|
|          | 8  | 0 | 2    | 4 | 0    | 2 | 5 | 2  |
|          |    |   |      |   |      |   |   |    |

| ③一人親家庭等医療費 | 法別 |   | 都道府県 |   | 実施機関 |   |   | 検証 |
|------------|----|---|------|---|------|---|---|----|
|            | 8  | 2 | 2    | 4 | 0    | 2 | 5 | 0  |
|            |    |   |      |   |      |   |   |    |

・現物給付の受給者番号は(7桁)になります。ただし、同じ受給者でも現物給付と償還払いで番号が異なります。ご注意ください。



#### 4 受給資格証について

川越町においては、現物給付対象年齢の受給資格者には、従来の受給資格証(グリーン色)と現物給付(オレンジ色)の受給資格証を折合わせにした、償還払い兼現物給付用の受給資格証を交付します。

また償還払い対象年齢の受給資格者には、従来の受給資格証(グリーン色)を交付します。

#### ① 償還払い用のみの受給資格証見本

小学生以上の方

福祉医療費受給資格証(償還払い用)

| 福祉医療費受給資格証     |                              |
|----------------|------------------------------|
| 子ども 福祉医療費受給資格証 |                              |
| 交付資格証番号        | 〇〇〇〇〇〇                       |
| 住所             | 510-8123<br>川越町大字豊田一色280     |
| 氏名             | ※※ ※※<br>〇〇 △△               |
| 生年月日           | 平成〇年〇月△日 男                   |
| 加入医療機関         | 〇〇 □□                        |
| 証号・番号          | 〇〇 〇〇〇                       |
| 名称等            | 川越町国民健康保険                    |
| 有効期限           | 平成30年9月1日 から<br>平成31年8月31日まで |
| 平成30年9月1日      | 川越町長 <small>（川越町長印）</small>  |

(グリーン色)

#### ② 償還払い兼現物給付用の受給資格証見本

0歳~5歳の方

福祉医療費受給資格証(償還払い兼現物給付用)

現物給付の表記  
があります

| 子ども 福祉医療費受給資格証 |                              |
|----------------|------------------------------|
| 子ども 福祉医療費受給資格証 |                              |
| 交付資格証番号        | 〇〇〇〇〇〇                       |
| 住所             | 510-8123<br>川越町大字豊田一色280     |
| 氏名             | ※※ ※※<br>〇〇 △△               |
| 生年月日           | 平成〇年〇月△日 男                   |
| 加入医療機関         | 〇〇 □□                        |
| 証号・番号          | 〇〇 〇〇〇                       |
| 名称等            | 川越町国民健康保険                    |
| 有効期限           | 平成30年9月1日 から<br>平成31年8月31日まで |
| 平成30年9月1日      | 川越町長 <small>（川越町長印）</small>  |

(グリーン色)

| 子ども 福祉医療費受給資格証 |                              |
|----------------|------------------------------|
| 子ども 福祉医療費受給資格証 |                              |
| 交付資格証番号        | 81240418                     |
| 住所             | 川越町大字豊田一色280                 |
| 氏名             | ※※ ※※<br>〇〇 △△               |
| 生年月日           | 平成〇年〇月△日 男                   |
| 加入医療機関         | 〇〇 □□                        |
| 証号・番号          | 〇〇 〇〇〇                       |
| 名称等            | 川越町国民健康保険                    |
| 有効期限           | 平成30年9月1日 から<br>平成31年8月31日まで |
| 平成30年9月1日      | 川越町長 <small>（川越町長印）</small>  |

(オレンジ色)

左)指定管外の医療機関等にかかる時提示するもの

右)指定管内の医療機関等にかかる時提示するもの

6歳の方

福祉医療費受給資格証(償還払い兼現物給付用)

現物給付の表記  
があります

| 子ども 福祉医療費受給資格証 |                              |
|----------------|------------------------------|
| 子ども 福祉医療費受給資格証 |                              |
| 交付資格証番号        | 〇〇〇〇〇〇                       |
| 住所             | 510-8123<br>川越町大字豊田一色280     |
| 氏名             | ※※ ※※<br>〇〇 △△               |
| 生年月日           | 平成〇年〇月△日 男                   |
| 加入医療機関         | 〇〇 □□                        |
| 証号・番号          | 〇〇 〇〇〇                       |
| 名称等            | 川越町国民健康保険                    |
| 有効期限           | 平成30年9月1日 から<br>平成31年8月31日まで |
| 平成30年9月1日      | 川越町長 <small>（川越町長印）</small>  |

(グリーン色)

| 子ども 福祉医療費受給資格証 |                              |
|----------------|------------------------------|
| 子ども 福祉医療費受給資格証 |                              |
| 交付資格証番号        | 81240418                     |
| 住所             | 川越町大字豊田一色280                 |
| 氏名             | ※※ ※※<br>〇〇 △△               |
| 生年月日           | 平成〇年〇月△日 男                   |
| 加入医療機関         | 〇〇 □□                        |
| 証号・番号          | 〇〇 〇〇〇                       |
| 名称等            | 川越町国民健康保険                    |
| 有効期限           | 平成30年9月1日 から<br>平成31年8月31日まで |
| 平成30年9月1日      | 川越町長 <small>（川越町長印）</small>  |

(オレンジ色)

6歳の方のみ、左の証(償還払い用、グリーン色)と右の証(現物給付用、オレンジ色)の有効期限が異なります。6歳到達後の4月1日以降は左の証(償還払い用、グリーン色)のみが有効となります。右の証(現物給付用、オレンジ色)は、「★平成31年3月31日まで有効★」と表記を行うことで強調しておりますが、ご注意くださいようお願いいたします。

## 5 高額療養費の取扱いについて(現物給付方式)

高額療養費に該当する場合は、被用者保険では一律「(ウ):一般」の所得区分で、国民健康保険では「(ア):上位所得、(イ):上位所得、(ウ):一般、(エ):一般、(オ):低所得」の所得区分で算定することが定められています。

国民健康保険で、入院や外来時に高額該当となる方は、限度額適用認定証の提示が必要ですので、ご注意ください。

### ◎ 被用者保険の場合

(限度額適用認定証を提示した場合を含む)

被用者保険に加入する受診者の高額療養費は、一律「(ウ):一般」の所得区分で算定します。

### ◎ 国民健康保険の場合

国民健康保険に加入する受診者については、高額療養費が生じた場合に限度額適用認定証の提示がなければ現物給付ができません。このため、高額療養費の発生が予想される場合は、予め限度額適用認定証の申請を行うよう保護者に案内し、子ども医療費の受給者証の提示と併せて、必ず限度額適用認定証の提示を受けてください。

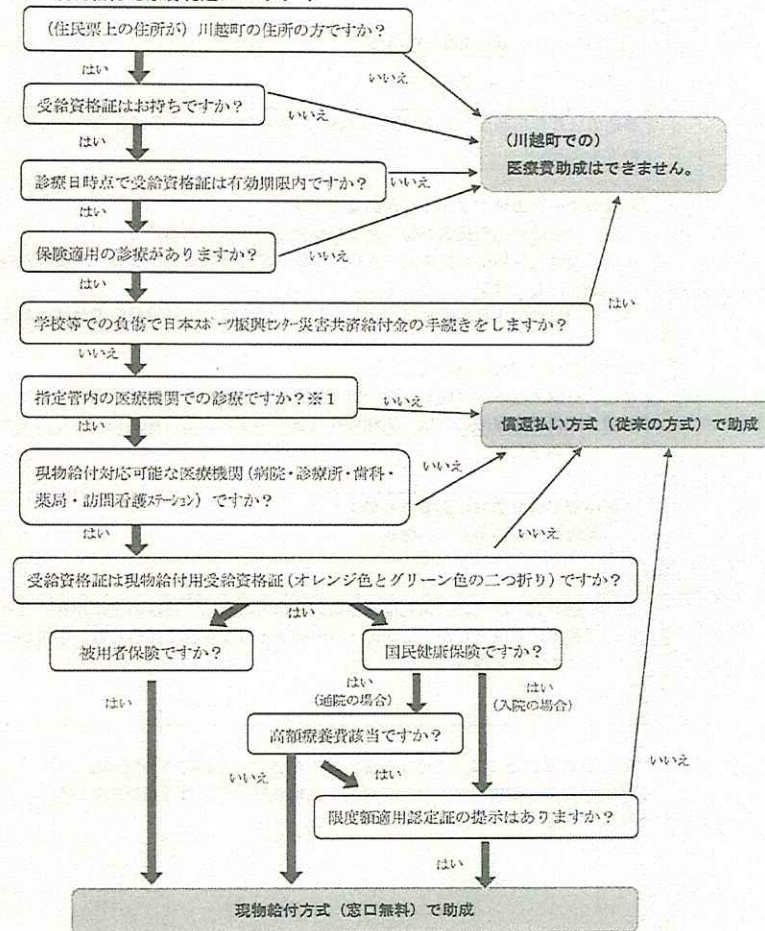
高額療養費は所得区分に応じて算定します。

◎国民健康保険に加入する受診者について限度額適用認定証が提示された場合は、証に記載されている適用区分を必ずレセプトの特記事項に記載してください。

## 6 自己負担額の徴収

保険診療の対象とならない医療費は助成の対象となりませんので、医療機関等の窓口で徴収してください。

## 7 現物給付対象者判定フローチャート



※1 指定管内とは、四日市市・菟野町・朝日町・川越町、及び桑名市・木曾岬町内を指します



### 8 受診時のチェックリスト

次のとおり受診時に確認をお願いします。

| 《受診時における確認事項》 |  |
|---------------|--|
| 現物給付          | <p>●他の公費負担制度（P. 2参照）の証をお持ちの方は、その証の提示も必ず求めてください</p> <p>&lt;次のア～カの全てチェックが必要です&gt;</p> <p>ア□ 現物給付用受給資格証（オレンジ色）の提示があること</p> <p>イ□ 現物給付用受給資格証（オレンジ色）の住所に変更がない（川越町外へ転出してない）こと（※1）</p> <p>ウ□ 現物給付用受給資格証（オレンジ色）に表示の有効期限内の受診であること</p> <p>エ□ 保険適用の診療であること</p> <p>オ□ 日本スポーツ振興センター災害共済給付金の給付対象ではないこと</p> <p>カ□ 国民健康保険の方は、高額療養費該当の場合、限度額適用認定証の提示があること</p> |
|               | <p>&lt;医療機関等で徴収が必要なもの&gt;</p> <p>□ 保険外診療の実費分の徴収</p>  |
| 償還払い          | <p>□ 川越町（グリーン色）または三重県内各市町の受給資格証の提示があること</p> <p>□ 現物給付対象者だが、上記のア～カのチェック項目で該当しないものが一つでもある場合</p>  |

※1 受診があるごとに口頭で必ず確認してください。川越町外へ転出したにもかかわらず、現物給付を受けた場合、受給資格者または医療機関等は町へ助成金を返金する必要があります。

## 第3章 医療費助成の流れについて

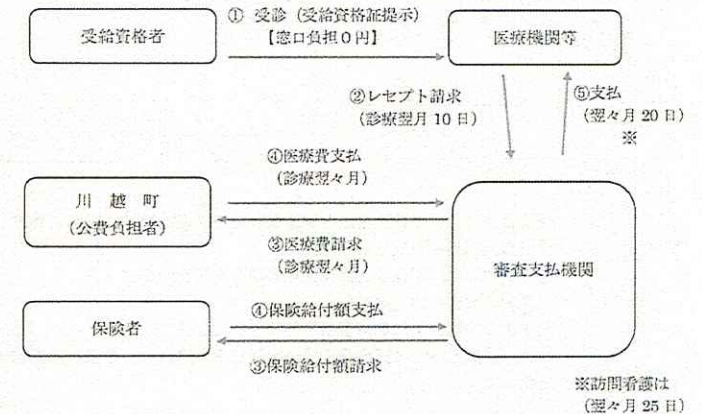
### 1 医療費の請求先

福祉医療費の「現物給付分」については、審査支払機関（加入する保険が被用者保険の場合は支払基金、国民健康保険の場合は国保連合会）に請求してください。

「償還払い分」については、従来どおり、領収証明書を国保連合会へ提出してください。

### 2 請求の流れ【現物給付】

【レセプト方式】 未就学児（0歳から6歳まで）

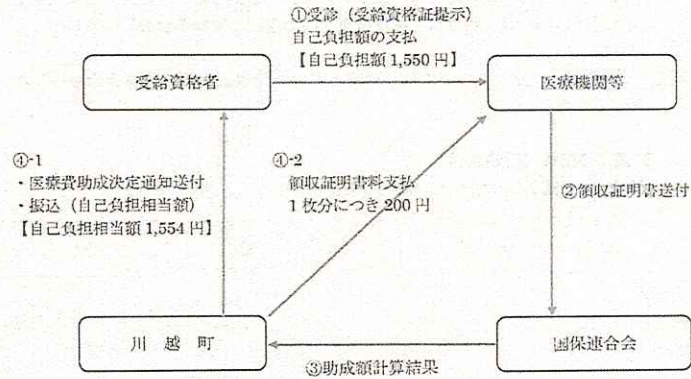


- ① 受診者は、現物給付用受給資格証（オレンジ色）と健康保険証を医療機関等に提示し受診します。
- ② 医療機関等は、併用レセプトで医療機関の保険給付額と福祉医療費の公費請求とを併せて審査支払機関に行います。  
※他の公費との併用はしないでください。
- ③ 審査支払機関では、併用レセプトの内容を審査の上、福祉医療費の公費を町に、保険給付額を保険者に請求します。
- ④ 審査支払機関からの請求を受けて、町は福祉医療費の公費を、保険者は保険給付額を支払います。
- ⑤ 審査支払機関は、町と保険者からの支払を受けて医療機関に福祉医療費の公費と保険給付額を支払います。

### 3 請求の流れ【償還払い】

#### 【領収証明方式】

●診療点数 777 点、総医療費 7,770 円、自己負担額（2割）1,550 円 の場合



- ① 受給資格者は、受給資格証と健康保険証を医療機関等に提示し受診します。自己負担相当額を支払います。
- ② 医療機関等は、国保連合会に領収証明書を提出します。  
(原則診療翌月の15日必着)
- ③ 国保連合会は、町に助成額計算結果を提出します。
- ④-1 町は、受給資格者に医療費助成決定通知書を送付し、自己負担相当額を支払います。

※領収証明書をもとに、高額療養費や附加給付等を除いた保険診療の自己負担相当額を算出し、受給資格者へ支払います。

- ④-2 町は、医療機関等に領収証明書を料を支払います。

### 第4章 レセプトの記載要領(現物給付)について

#### 1 レセプト作成にあたっての留意点

- 1) 医療保険と福祉医療費の公費の併用レセプトで請求します。  
(他の公費との併用はしないでください。)
- 2) 福祉医療費の公費は、他の公費負担制度を優先します。他の公費負担制度を適用する場合、福祉医療費の公費は従来どおり償還払いでの取扱いとなります。
- 3) 入院中の食事療養費についても、福祉医療費の対象となります。また、現物給付の対象となりますので、公費の「請求」欄と「標準負担額」欄に金額を記載します。
- 4) 国民健康保険に加入する受診者について、限度額適用認定証が提示された場合は証に記載されている適用区分を必ず特記事項に記載します。

#### 2 レセプトの記載事例

事例1 通院（未就学児 0～6歳）受給資格証あり

|     |          |       |         |
|-----|----------|-------|---------|
| 公費① | 81240418 | 保険者番号 | ○○○○○○○ |
| 公費② |          | 診療日数  | ① 日     |
|     |          |       | ② 日     |

| 療養の給付 | 保険 | 請求点 | 決定点 | 自己負担金額 円 |
|-------|----|-----|-----|----------|
| 公①    |    | 300 |     |          |
| 公②    |    |     |     |          |

※ 歯科および調剤のレセプト様式は左記と異なりますが、考え方は同じです。

療養の給付の請求額

- 医療保険 300点 × 10円 × 8割 = 2,400円
- 福祉医療費等公費 300点 × 10円 × 2割 = 600円



事例 2 福祉医療費の対象とならない医療があった場合

受給資格証の提示がないなど、現物給付の対象とならない日が1日ある場合

|     |          |       |         |
|-----|----------|-------|---------|
| 公費① | 81240418 | 保険者番号 | 〇〇〇〇〇〇〇 |
| 公費② |          |       |         |

|       |   |   |   |
|-------|---|---|---|
| 診療実日数 | 保 | 3 | 日 |
|       | ① | 2 | 日 |
|       | ② |   | 日 |

| 療養の給付 | 請求点   | 決定点 | 自己負担金額 円 |
|-------|-------|-----|----------|
| 保険    | 5,000 |     |          |
| 公①    | 3,600 |     |          |
| 公②    |       |     |          |

療養の給付の請求額

- ・医療保険 5,000点×10円×8割＝ 40,000円
- ・福祉医療費等公費 3,600点×10円×2割＝ 7,200円

- ・公費外自己負担額 (5,000点－3,600点)×10円×2割＝ 2,800円  
(資格証提示なし)

※ 受診者が窓口で支払う額は、公費外自己負担額の2,800円になります。公費外自己負担額の2,800円については、償還払いとなりますので、医療機関等において、領収証明書を国保連合会へ提出いただくようお願いいたします。

事例 3 福祉医療費と他公費が同じ月(月の内で異なる日)にあった場合

他公費である小児慢性特定疾病医療費助成の対象となる医療が2日あり、福祉医療費の公費対象となる医療が1日ある場合  
(月の内で異なる日に公費①と公費②がある場合の記入例)

|     |          |       |         |
|-----|----------|-------|---------|
| 公費① | 52240413 | 保険者番号 | 〇〇〇〇〇〇〇 |
| 公費② | 81240418 |       |         |

|       |   |   |   |
|-------|---|---|---|
| 診療実日数 | 保 | 3 | 日 |
|       | ① | 2 | 日 |
|       | ② | 1 | 日 |

| 療養の給付 | 請求点   | 決定点 | 自己負担金額 円 |
|-------|-------|-----|----------|
| 保険    | 4,800 |     |          |
| 公①    | 3,800 |     | 5,000    |
| 公②    | 1,000 |     |          |

療養の給付の請求額

- ・医療保険 4,800点×10円×8割＝ 38,400円
- ・小児慢性医療自己負担額 5,000円 (受給者証に示された上限金額)
- ・小児慢性医療公費負担分 3,800点×10円×2割＝ 7,600円
- ・福祉医療費公費負担分 1,000点×10円×2割＝ 2,000円

※ 受診者が窓口で支払う額は、小児慢性医療自己負担額 5,000円になります。小児慢性医療自己負担額 5,000円については、償還払いとなりますので、医療機関等において、領収証明書を国保連合会へ提出いただくようお願いいたします。

事例4 入院・高額療養費に該当する場合  
【被用者保険加入】

この事例では、限度額適用認定証の提示がなくても、一律「ウ：一般区分」の所得区分で高額療養費を算定します。

|     |          |       |          |
|-----|----------|-------|----------|
| 公費① | 81240418 | 保険者番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 公費② |          | 特記事項  |          |
|     |          | 診療日数  | 保 10 日   |
|     |          | ①     | 日        |
|     |          | ②     | 日        |

| 療養の給付 | 請求点    | 決定点 | 自己負担金額円 | 請求円    | 決定円 | 標準負担額円 |
|-------|--------|-----|---------|--------|-----|--------|
| 保険    | 50,000 |     |         | 19,200 |     | 10,800 |
| 公①    |        |     |         |        |     |        |
| 公②    |        |     |         | 19,200 |     | 10,800 |

それぞれの金額を記載するか「空欄」をお願いします。  
※「0」の記載は不可。

療養の給付の請求額

- ・医療保険 50,000点×10円×8割＝ 400,000円
- ・福祉医療費等公費 50,000点×10円×2割＝ 100,000円  
↓ 高額療養費「ウ」：一般区分適用  
82,430円
- ・医療保険の高額療養費 100,000円－ 82,430円＝ 17,570円

食事療養費（福祉医療費公費の対象で、現物給付の対象）

- ・医療保険 640円×30日－360円×30回＝ 8,400円
- ・福祉医療費等公費 360円×30回＝ 10,800円

※ 国民健康保険は限度額適用認定証が必要です。事例5の対応をお願いします。

事例5 入院・高額療養費に該当する場合 【国民健康保険加入（限度額証あり）】

この事例では、限度額適用認定証の提示（「適用区分（オ）：低所得」）を受け、「適用区分（オ）：低所得」の所得区分で高額療養費を算定します。

|     |          |       |          |
|-----|----------|-------|----------|
| 公費① | 81240418 | 保険者番号 | 〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 公費② |          | 特記事項  | 30区オ     |
|     |          | 診療日数  | 保 10 日   |
|     |          | ①     | 日        |
|     |          | ②     | 日        |

| 療養の給付 | 請求点    | 決定点 | 自己負担金額円 | 請求円    | 決定円 | 標準負担額円 |
|-------|--------|-----|---------|--------|-----|--------|
| 保険    | 50,000 |     | 35,400  | 19,200 |     | 6,300  |
| 公①    |        |     |         |        |     |        |
| 公②    |        |     |         | 19,200 |     | 6,300  |

それぞれの金額を記載するか「空欄」をお願いします。  
※「0」の記載は不可。

療養の給付の請求額 【特記事項と負担金額の記載が一致する場合】

- ・医療保険 50,000点×10円×8割＝ 400,000円
- ・福祉医療費等公費 50,000点×10円×2割＝ 100,000円  
↓ 高額療養費「オ」：低所得者区分適用  
35,400円
- ・医療保険の高額療養費 100,000円－35,400円＝ 64,600円

食事療養費（福祉医療費公費の対象で、現物給付の対象です）

- ・医療保険 640円×30日－210円×30回＝ 12,900円
- ・福祉医療費等公費 210円×30回＝ 6,300円

※国民健康保険の場合は、特記事項欄に限度額適用認定証に記載されている適用区分を必ず記載します。この事例の場合、特記事項に（「30区オ：低所得」）と記載します。

（特記事項と負担金額が一致しない場合は審査支払機関（国保連合会）からレセプトが返戻となります。）

被用者保険の場合は、事例4のように一律「ウ：一般」の所得区分の適用となりますのでご注意ください。



## 第5章 現物給付の取扱いに関するQ&A

### 1 受給資格について

**Q 1. 現物給付対象年齢の受給資格者が、受診時に川越町の受給資格証を提示しなかった場合は、どう対応すればいいですか。(出生や転入など、子ども医療費の手続きがまだの方も含む)**

A 1. 受給資格証の提示がなかった場合は、償還払い方式・現物給付方式ともに医療費助成は受けられません。後日、受給資格証の提示があった場合に、その日の医療費を償還払いとして報告していただくことになります。なお、受給資格証の確認が国保連合会・支払基金へレセプト請求するまでの間にできれば、受給資格証表示の住所に変更がないか(川越町外へ転出していないか)の口頭確認をした上で、現物給付扱いをしていただいても構いません。(詳しくはP4「第2章 1 受給資格証の確認」をご参照ください。)

**Q 2. 受給資格証の確認は、受診の都度、行わなければならないませんか。**

A 2. 受給資格の確認は重要ですので必ず確認してください。川越町外へ転出するなど、表示の有効期限内であっても、常時、資格喪失の可能性があります。資格を喪失した場合、町は受給資格証の回収に努めますが、医療機関等におかれましても受給資格証表示の住所に変更がないか(川越町外へ転出していないか)の口頭確認は必ずお願いします。

**Q 3. 途中で川越町外へ転出した場合はどうなるのですか。**

A 3. 川越町外へ転出した場合は、資格を喪失することになるため、転出後の受診は助成の対象外となります。誤って川越町の受給資格証を提示し、現物給付扱いとした場合は、助成金に過払いが発生しますので、受給資格者または医療機関等からご返金いただく必要が生じます。そのため、医療機関等での受給資格証表示の住所に変更がないか(川越町外へ転出していないか)の口頭確認は重要ですので、ご協力をよろしくお願いいたします。

**Q 4. 福祉医療費の受給資格が喪失する要件にはどのようなものがありますか。**

A 4. 資格が喪失する要件としては、子ども医療費については年齢到達、障がい者医療費については障害等級の変更等、一人親家庭等医療費については結婚等、医療費共通として①死亡、②川越町外への転出、③生活保護の受給開始、④保険資格喪失(無保険)、⑤施設入所などがあります。なお、資格が喪失する日は、各事由の事実が発生した日(町外転出であれば転出日)となります。

### 2 医療機関等窓口での取扱いについて

**Q 5. 他の公費負担制度(小児慢性特定疾病医療、育成医療等)の証を持っている場合はどうすればいいですか。**

A 5. 受給資格証と一緒に、他の公費負担制度の証の提示を必ず求めてください。福祉医療費助成制度よりも、他の公費負担制度が優先して適用されます。他の公費負担制度の自己負担金は窓口で徴収してください。

福祉医療費の現物給付の適用とはなりません。償還払いの受給資格証(グリーン色)の提示があれば、公費負担制度の自己負担相当額は償還払いで助成しますので、医療機関等で領収証明書を作成し、国保連合会に提出するようお願いいたします。

**Q 6. 現物給付方式の場合で、窓口徴収しなければならない費用はありますか？**

A 6. 紹介なしの200床以上の病院の初診料や、保険給付の対象とならない医療費などがあります。

**Q 7. 現物給付方式により窓口で医療費を徴収しないとき、領収書の発行はどうなりますか。**

A 7. 医療機関等からのレセプトでの請求になり、領収証明書の提出が不要となりますので、領収書の発行は必要ありません。

Q 8. 入院したときや、通院の高額該当時に、国民健康保険加入の場合、限度額適用認定証の提示がないと現物給付とならないのはなぜですか。

A 8. 現物給付方式で高額療養費に該当する場合、被用者保険では一律「(ウ):一般」の所得区分で、国民健康保険では「(ア):上位所得、(イ):上位所得、(ウ):一般、(エ):一般、(オ):低所得」の所得区分で算定することが定められています。このため、国民健康保険で、入院などで高額となる場合、限度額適用認定証の提示がないと現物給付はできません。提示がない場合は、現物給付ではなく、従来どおり償還払いで対応いただくようお願いいたします。

Q 9. 現物給付の対象市町“内”の医療機関発行の処方箋により、現物給付の対象市町“外”の調剤薬局で薬剤を受けた場合、薬剤の費用は現物給付の対象となりますか。

A 9. 現物給付の対象市町“外”の調剤薬局のため、薬剤の費用は現物給付の対象となりません。償還払いの対象となります。

Q 10. 現物給付の対象市町“外”の医療機関発行の処方箋により、現物給付の対象市町“内”の調剤薬局で薬剤を受けた場合、薬剤の費用は現物給付の対象となりますか。

A 10. 現物給付の対象市町“内”の調剤薬局のため、薬剤の費用は現物給付の対象となります。

### 3 その他

Q 11. 他の公費負担制度を申請中の場合は、どうすればいいですか。

A 11. 他の公費負担制度を申請中の場合は、償還払いとなります。領収証明書の提出を保留していただき、他の公費負担制度の証の確認をしてから領収証明書を提出していただきますようお願いいたします。

Q 12. 福祉医療費（現物給付）の請求はどこに、どのように行うのですか。

A 12. 福祉医療費の請求は、加入している保険が国民健康保険の場合は、三重県国民健康保険団体連合会へ、被用者保険の場合は社会保険診療報酬支払基金三重支部へ、医療保険と公費（福祉医療費）の併用レセプトにより行っていただきます。

Q 13. 受給資格がなかった場合などは、レセプトが返戻されるのですか。

A 13. 「受給資格証を確認しなかった（受給資格がない）」や「受給資格証の有効期間を経過していた」など、明らかに医療機関側の確認ミス等が原因による過誤については、レセプトを返戻する場合がありますのでご注意ください。

Q 14. 子どもの加入する保険者の所在地は、川越町外でも問題ありませんか。

A 14. 保険者の所在地は関係ありません。

Q 15. 現物給付方式のみの場合でも、領収証明書の提出は必要ですか。

A 15. 不要です。償還払い方式では、領収証明書を国保連合会に提出していただいておりますが、現物給付の場合、領収証明書の提出は不要です。

問い合わせ先  
川越町 福祉課  
TEL. 059-366-7116 FAX. 059-365-5380  
E-mail:  
k-fukushi@town.kawagoe.mie.jp  
〒510-8588 川越町豊田一色 280 番地